静岡県告示第205号

港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する熱海港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき 次のとおり公示する。

平成 30 年 3 月 27 日

熱海港港湾管理者 静岡県 代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

1. 新たに管理する施設

種 類	名 称	位置		能力
泊地	-7.5m岸壁前	基点(1)から基点(6)までを順次結んだ線、	面積	53, 318. 91m ²
	面泊地	基点(6)から基点(1)を結んだ線に囲まれた	水深	-7.50m
		水面		
		基点(1) 四等三角点桜木町より 51 度 11 分		
		19 秒 1,005.726 メートルの地点		
		基点(2) 基点(1)から71度55分54秒		
		199.944 メートルの地点		
		基点(3) 基点(2)から341度55分52秒		
		39.602 メートルの地点		
		基点(4) 基点(3)から21度4分37秒		
		136.938 メートルの地点		
		基点(5) 基点(4)から311度11分14秒		
		86.327メートルの地点		
		基点(6) 基点(5)から 251 度 41 分 45 秒		
		243.040 メートルの地点		